

価格高騰重点支援給付金のご案内

(1世帯あたり 3万円)

受給には手続きが必要です。

- 価格高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり3万円)**は、住民税(均等割)が非課税の世帯や住民税(所得割のみ)が非課税の世帯、令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかに当てはまる世帯)

世帯員全員が令和5年度の
**「住民税(均等割)が非課税か、
住民税(所得割のみ)が非課税」**の世帯
(令和5年6月1日の状況)

令和5年1月～9月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書が届きません(要返送)

確認書返送受付期間

令和5年7月11日(火)～
令和5年10月2日(月)

(当日消印有効)

確認書に記載されたQRコードで
電子申請ができます

(一部申請が必要な場合があります)

詳しくは裏面「I・II」へ

(裏面へ続く)

申請が必要です

申請書受付期間

令和5年7月11日(火)～
令和5年10月2日(月)

(当日消印有効)

【申請書配布場所】
市役所生活支援課など

詳しくは裏面「III」へ

(裏面へ続く)

■ 給付金の支給手続

I 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

(1) 令和5年1月1日以前から野田市に住民票がある方のみで構成される世帯の場合

- 対象となる世帯には令和5年7月上旬に確認書を発送します。届いた書類を確認して、令和5年10月2日(月曜日)までに手続をしてください。

(2) 令和5年1月2日以降に野田市に転入した方がいる世帯の場合

- 野田市で非課税世帯であることを確認できた世帯には、令和5年8月上旬に確認書を発送します。届いた書類を確認して、令和5年10月2日(月曜日)までに手続をしてください。
- 野田市で非課税世帯であることを確認できない世帯には、確認書を発送することができないため、給付金を受給するには申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、令和5年10月2日(月曜日)までに手続をしてください。

II 令和5年度住民税(所得割のみ)が非課税の世帯

(1) 令和5年1月1日以前から野田市に住民票がある方のみで構成される世帯の場合

- 対象となる世帯には令和5年7月下旬に確認書を発送します。届いた書類を確認して、令和5年10月2日(月曜日)までに手続をしてください。

(2) 令和5年1月2日以降に野田市に転入した方がいる世帯の場合

- 野田市で非課税世帯であることを確認できた世帯には、令和5年8月上旬に確認書を発送します。届いた書類を確認して、令和5年10月2日(月曜日)までに手続をしてください。
- 野田市で非課税世帯であることを確認できない世帯には、確認書を発送することができないため、給付金を受給するには申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、令和5年10月2日(月曜日)までに手続をしてください。

III 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受給するには申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にご提出ください。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から9月までの任意の1か月収入×12倍)が上記・IIと同水準以下であることを指します。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!**

自宅や職場などに野田市などの職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、野田警察署(☎7125-0110)か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



問合せ

野田市価格高騰重点支援給付金コールセンター

0120-110-631

平日 8時30分～17時15分(祝日を除く)

窓口

野田市役所 1階 生活支援課

平日 8時30分～17時15分(祝日を除く)